

「シフト制」労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項

このリーフレットは、いわゆる「シフト制」で労働者を就労させる際に、使用者に留意していただきたい内容をまとめています。労働者も納得した上でルールを定め、労働関係法令を守り、トラブルを予防しましょう。

「シフト制」とは

この就業事項で「シフト制」とは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を法的に定めず、一定期間（1週間、1か月など）ごとに作成される勤務シフトなどで、初めて具体的な労働日や労働時間が決定するような勤務形態を指します。ただし、三文書勤務のような、年や月などの一定期間における労働日数や労働時間数は決まっている、就業規則等に定められた勤務時間のパターンを繰り返し行う勤務する形態は含まれません。

1 シフト制労働契約の締結に当たっての留意事項

(1) 労働条件の明示

【就業事項】 2頁

- 労働契約の締結時には、労働者に対して以下の労働条件を明示しなければなりません（労働法第15条第1項、労基法第5条）。

必ず明示しなければならない事項	定めをした場合に明示しなければならない事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 契約期間 ● 期間の定めがある契約を更新する場合の基準 ● 就業場所、従事する業務 ● 始業・終業時刻、休憩、休日など ● 賃金の決定方法、支払い時期など ● 退職（解雇の事由を含む） ● 昇給 	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職手当 ● 賞与など ● 食費、作業用品などの負担 ● 安全衛生 ● 職業訓練 ● 災害補償など ● 懲罰や制裁 ● 休暇

※労働者が希望した場合は、電子的な方法で明示することができます。

- 特にシフト制労働契約では、以下の点に留意しましょう。

「始業・終業時刻」

労働契約の締結時点で、すでに始業と終業の時刻が確定している日については、労働条件通知書などに単に「シフトによる」と記載するだけでは不足であり、労働日ごとの始業・終業時刻を明記するか、原則的な始業・終業時刻を記載した上で、労働契約の締結と同時に定める一定期間分のシフト表等を併せて労働者に交付する必要があります。

「休日」

具体的な曜日等が確定していない場合でも、休日の設定にかかわる基本的な考え方を明記する必要があります。



(2) シフト制労働契約で定めることと考えられる事項

【就業事項】 3頁

- 前頁の明示事項に加えて、トラブルを防止する観点から、シフト制労働契約では、シフトの作成・変更・設定などについても労使で話し合っておくべき事項を定めておくことが考えられます（作成・変更のルールは、就業規則で一併に定めることも考えられます）。

作成	変更	設定
<ul style="list-style-type: none"> ・シフトの作成時に、事前に労働者の意見を聞くこと ・シフトの通知期限 例：毎月〇日 ・シフトの通知方法 例：電子メール等で通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・一旦確定したシフトの労働日、労働時間をシフト期間開始前に変更する場合には、使用者や労働者が申出を行う場合の期限や手続 ・シフト期間開始後、確定していた労働日、労働時間をキャンセル、変更する場合の期限や手続 <p>※一旦確定した労働日や労働時間等の変更は、基本的に労働条件の変更に該当し、使用者と労働者双方の同意が必要である点に留意してください。</p>	<p>作成・変更のルールに加えて、労働者の希望に応じて以下の内容についてもあらかじめ合意することも考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の期間中に労働日が設定される最大の日数、時間数、時間帯 ・例：毎週月、水、金曜日から勤務する日をシフトで指定する ・一定の期間中の目安となる労働日数、労働時間数 ・例：1か月〇回程度勤務/1週間あたり平均〇時間勤務 <p>これらに併せて、一定の期間において最低限労働する日数、時間数などを定めることも考えられます。</p> <p>例：1か月〇日以上勤務/少なくとも毎週月曜日はシフトに入る</p>

(3) 就業規則の作成

【就業事項】 3頁

- 第10人以上の労働者を使用する使用者は、「始業及び終業の時刻」や「休日」に関する事項などについて、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければなりません（労働法第89条第1号等）。

2 シフト制労働者を就労させる際の注意点

(1) 労働時間、休憩

【就業事項】 5頁

- 労働時間の上限は原則1日8時間、1週40時間であり、この上限を超えて働かせるには36協定が必要です（労働法第32条、第36条）。
- 1日の労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を、勤務時間の途中で与えなければなりません（労働法第34条第1項）。

(2) 年次有給休暇

【就業事項】 6頁

- 所定労働日数、労働時間数に応じて、労働者には法定の日数の年次有給休暇が発生します（労働法第39条第3項、労基法第24条の3）。使用者は、原則として労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させなければなりません（労働法第39条第5項）。「シフトの調整をして働く日を決めたのだから、その日に年休は使わせない」といった取扱いはいけません。

(3) 休業手当

〔労働基準法 6条〕

- シフト制労働者を、使用者の責に帰すべし事由で休業させた場合は、平均賃金の60%以上の休業手当の支払いが必要です（労働基準法26条）。
- ※なお、使用者自身の故意、過失等により労働者を休業させたことになった場合は、賃金の全額を支払う必要がありません（民法第536条第2項）。

(4) 安全、健康確保

〔労働基準法 5条〕

- 労働安全衛生法に基づき安全衛生教育（労働基準法59条）や健康診断の実施（労働基準法66条）などの義務は、シフト制労働者に対しても同様に適用されます。

3 シフト制労働者の解雇や雇止め

(1) 解雇

〔労働基準法 17条〕

- シフト制労働者と「期間の定めがある労働契約」（有期労働契約）を締結している場合、期間中はやむを得ない事由がなければ解雇できません。また、期間の定めがない場合でも、客観的に合理的な理由がなければ解雇できません（労働基準法17条第1項、第16条）。
- なお、解雇する場合、①30日以上前予告、②解雇予告手当の支払い（平均賃金の30日分以上）のどちらかが必要です（労働基準法20条第1項）。

(2) 雇止め

〔労働基準法 8条〕

- 一定の場合には、雇止め（労働者からの有期労働契約の更新等の申込みを拒否すること）ができません（労働基準法19条）。
- 契約が3回以上更新されているか、労働者が雇入れ日から1年を超えて継続勤務している場合、雇止めには契約終了日の30日前の予告が必要です（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準第1条）。

4 その他（募集・採用、待遇、保険関係など）

(1) 募集

〔労働基準法 9条〕

- ・ 労働者を募集する際には、業務内容・賃金・労働時間等の労働条件を明示することが必要です（職業安定法第5条の3第1項、第2項）。なお、募集時に示した労働条件を、労働契約締結までに変更する場合、変更内容の明示が必要です（職業安定法第5条の3第3項）。

(2) 均等待遇

〔労働基準法 8条〕

- ・ シフト制労働者がパートタイム労働者や有期労働契約の労働者である場合には、通勤手当の支給やシフト制に伴う手当の支払いなどで、正社員と比べて不合理な待遇にしないよう留意してください（パートタイム・有期雇用労働法第8条）。

※その際、正社員の特遇を労働者に引き下げることはできません（労働基準法第8条）。

(3) 社会保険・労働保険

〔労働基準法 9条〕

- ・ シフト制労働者も労災保険の適用、給付の対象です。また労働時間などの要件を満たせば、雇用保険や健康保険・厚生年金保険の被保険者に右なります。

5 シフト制労働契約簡易チェックリスト

労働契約を締結する際の留意点

労働契約を締結する際の留意点	確認項目	結果
1. シフト制労働契約の締結時に、労働者に「始業・終業時刻」や「休日」などの労働条件を書面で伝えていますか。 ⇒1 (1) 労働条件の明示	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
1-2. 労働契約の締結時に、始業と終業の時刻を具体的に決めた日がある場合、どのように明示していますか。 a. その日の始業・終業時刻、間隔的な始業・終業時刻や休日の設定の考え方を記載したり、締結の期間のシフト表を渡したりして書面などで伝えている。 b. 書面などで伝えているが、始業・終業時刻や休日は「シフトによる」とだけ記載している。	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
1-3. シフト制労働契約の締結時に、労働者の希望に応じて以下の内容について伝えてありますか。 ⇒1 (2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項 a. シフトが入る可能性のある最大の日数や時間数 b. シフトが入る日次の日数や時間数 c. シフトが入る最終日の日数や時間数	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
1-4. シフト制労働契約の締結時に、以下を定めていますか。 ⇒1 (2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項 a. シフトを作成するにあたり事前に労働者の意見を聞くなど作成に関するルール b. 作成したシフトの労働者への通知時期、通知方法 c. 会社や労働者がシフトの内容（日ごとの時間割）の変更を申し出る場合の期間や手続き d. 会社や労働者がシフト上の労働日をキャンセルする場合の期間や手続き	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
2. いったん決定したシフト上の労働日、労働時間等の変更は、使用者と労働者が合意した上で行っていますか。 ⇒1 (2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>

シフト制労働者が就労する際の留意点

3. シフト制労働者の労働時間が1日8時間、1週40時間を上回る場合には、36協定を締結・届出していますか。 ⇒2 (1) 労働時間、休憩	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
4. 1日の労働時間が6時間を超える場合には、勤務の途中に一定時間以上の休憩を与えていますか。 ⇒2 (1) 労働時間、休憩	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
5. 要件を満たすシフト制労働者から5年次有給休暇の請求があった場合、原則として労働者の請求する年度に年次有給休暇を取得させていますか。 ⇒2 (2) 年次有給休暇	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
6. シフト制労働者を使用者の責に帰すべし事由で休業させた場合は、一定額以上の休業手当を支払っていますか。 ⇒2 (3) 休業手当	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
7. シフト制労働者に、必要な安全衛生教育や健康診断を実施していますか。 ⇒2 (4) 安全、健康確保	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
8. 要件を満たすシフト制労働者を雇用保険、健康保険・厚生年金の被保険者としていますか。 ⇒4 (3) 社会保険・労働保険	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>

6 参考リンク・お問い合わせ先

【いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項】
(URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html



ご質問・ご相談窓口

シフト制の労働契約、労働条件全般	総合労働相談コーナー（労働時間労働者局と労働基準監督署等に設置）
労働法、労働法、労災	労働基準監督署
募集・採用、雇用保険	公共職業安定所
職業安定法	都道府県労働局
社会保険	年金事務所（健康保険の場合はご加入の健康保険組合）

知っていますか？ 自分の最低賃金

大阪府 最低賃金

1,023円 時間額

令和4年 10月1日から

前年比 **31円UP**

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金 最大600万円を助成

WEBで確認！
最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>
【最低賃金制度】検索

最低賃金に関するお問い合わせは大阪労働局または最寄りの労働基準監督署へ
大阪労働局ホームページアドレス <https://site.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>



「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？ | 確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	$\frac{\text{時間給}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$
2 日給の場合	$\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$
3 月給の場合	$\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$
4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①雇時に支払われる賃金(経手手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
⑥精算手当、通勤手当および家族手当
(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

賃金上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、こちら

業務改善助成金 検索



1 支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
 - 2 引上げ後の賃金額の支払い
 - 3 生産性向上に資する機器、設備などを導入
 - 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない
- 設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 労働局に事業実施結果を報告
- 4 支給

専門家による無料相談を実施

賃金上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索



この印刷物は、環境にやさしくリサイクルしています。(R4.9)

月60時間を超える残業は 割増賃金率が上がります



～ 就業規則の変更・届出はお済みですか？ ～

現 行	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小事業主	25%	25%

令和5年度～	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小事業主	25%	50%

2023年（令和5年）4月1日以降、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%以上とする規定（労働基準法第37条第1項ただし書）が中小事業主にも適用されます。

労働基準法・最低賃金法などに定められた 届出や申請は「電子申請」を利用しましょう!

届出・申請可能な主な手続

労働基準法に定められた届出 51種類

時間外・休日労働に関する協定届 (36協定届)

就業規則(変更)届出

1年単位の变形労働時間制に関する協定届 など

最低賃金法に定められた申請 など

最低賃金の減額特別許可の申請 など

NEW

① 電子署名・電子証明書は不要です!

令和3年4月から、

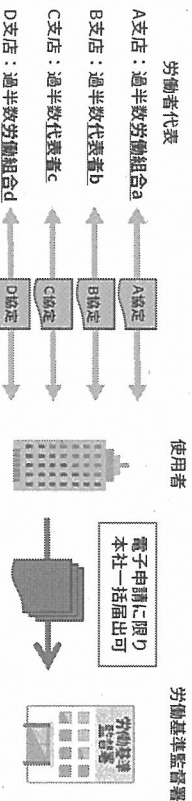
① e-Gov からアカウンタを登録 ② フォーマットに必要な事項を入力



の2ステップで、届出・申請が可能になります!

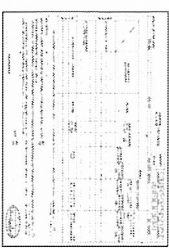
NEW

② 事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、36協定の本社一括届出が可能です。
これまでは、全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、
令和3年3月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の
本社一括届出が可能になります。



※36協定届は最大30,000事業場、就業規則(変更)届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。
申請フォーマイルには、フォーマイル数99個、1フォーマイル50MB、総容量99MBの上限があります。

③ 控え文書への受付印がもらえます!



- ✓ 36協定届
- ✓ 就業規則(変更)届
- ✓ 1年単位の变形労働時間制に関する協定届
について受付印を受け取ることができます。



電子申請の利用方法・お問合せ先は裏面をご確認ください

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

電子申請の利用方法

「e-Gov(イーガフ)」のホームページから

電子申請が利用できます。

(<https://shinsei.e-gov.go.jp>)

○ ホームページは

e-Gov

検索

を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、

e-Gov

検索

で検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下のお問合せ先にご相談ください。

✓ Q. e-Gov アカウンタの取得方法がわからない

✓ Q. 操作方法がわからない

① 事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

e-Gov利用者サポートデスク

まずはe-Gov上の「ヘルプ」や「よくあるご質問」をご確認いただいた上で、ご不明点はe-Gov利用者サポートデスクにお問合せ下さい。

■ 電話番号 050-3786-2225 (通話料金はご利用の電話回線により異なります。)

■ 受付時間 4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

5・8～3月 平日 午前9時から午後5時まで (土日祝日、年末年始は休止)

■ Webお問合せ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

✓ Q. 36協定届に記載する内容など、制度について聞きたい

② 各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。
【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoujishou/shozaianna/foudoukyoku/>

③ 労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにてマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「労基法等 電子」で検索! ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

労基法等 電子 検索

○ 厚生労働省ホームページの進み方)

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

空家をお持ちの方！必見！

「大阪版・空家バンク」のご紹介

使用予定のない空家をお持ちで困っていませんか？
空家を放っておくと、ご自身の経済的な負担になるだけでなく、近隣住民の生命や財産を脅かすことにもなりかねません。
そうなる前に、「空家バンク」で空家の売却や活用を考えてみませんか？

空家を放置すると、こんな問題が...

空家所有者の声

- 空家の換気や郵便物の回収、雑草刈りなどの維持管理費用に年間12万円かかっている。
- 空家の固定資産税は毎年約10万円納付しているため、節約したい。
- 空家の老朽化が進み、売却価格が大きく下落してしまつた。

劣化した建物が第三者に危害を加えた場合、被害者から損害賠償請求されるおそれも...
⇒ 外壁材落下により1歳男児の死に事故を想定した場合、損害額は5,630万円※にのぼると試算されています。
※出典：(公財)日本住宅総合センター

「大阪版・空家バンク」のご紹介

大阪版・空家バンクは、府内の空家と全国の活用希望者をサテライトでつなぐサービスです！

大阪版・空家バンクの特徴

- ①府内市町村等の空家バンク情報が集約されていて、物件を探しやすい！
- ②市町村ごとの公共施設や自然環境といった魅力情報に加え、子育て支援や補助金などの「おトク情報」が満載！

ホームページもご覧ください！

大阪版・空家バンク

空家バンクを通じて、各市町村等の空家バンク（売却したい方）と、各市町村等の空家バンク（活用したい方）の橋渡しをします。

大阪版・空家バンク（大阪府の住居・居住企画）

全国の空家を探している活用希望者

※利活用を希望される方の情報を登録することができます

- 1 年間アクセス数約15万件※のに掲載無料！※令和3年度実績
→無料で全国の空家を探し出し、プロフィールができて、掲載手続も簡単です。
マッチングした物件のうち、86%が掲載後1年以内に成立！短期間で売却も期待できます！
- 2 一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会の全面協力による「空家の利活用支援」を受けられます！
※詳しいサービス内容は裏面へ

「大阪版・空家バンク」への掲載の流れ

- ①空家バンクへの物件掲載は、市町村等が実施します。空家のある市町村等が設置している空家バンクに、物件をご登録ください。（空家をお持ちの方も、同様に市町村等の空家バンクへご登録ください）
- ②市町村等で物件掲載手続を行う際に、「大阪版・空家バンク」への登録意向を担当者へお伝えください。「大阪版・空家バンク」への物件掲載を希望される方は、『空家の利活用支援』を受けられます！ご希望の方は、②と併せてお申し出ください。

▼まずは市町村にお問い合わせください。市町村により空家等の登録条件が異なります。

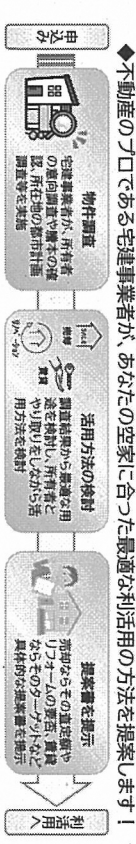
市町村等登録口の連携先（令和4年8月現在：28市町村）							
豊中市	06-6858-2741	茨木市	072-655-2755	柏原市	072-940-6155	豊能町	072-733-3010
池田市	072-754-6283	八尾市	072-924-3783	羽曳野市	072-958-1111	能勢町	072-734-3036
吹田市	06-6394-1928	泉佐野市	072-447-8124	高石市	072-275-6479	熊取町	072-452-6401
東大阪市	0725-33-1131	富田林市	0721-25-1000	藤井寺市	072-939-1207	南河	072-492-2736
高槻市	072-674-7462	寝屋川市	072-825-2266	泉南市	072-483-9972	太子町	0721-98-5533
貝塚市	072-433-7214	河内長野市	0721-53-1111	大阪狭山市	072-366-0011	河南町	0721-93-2500
守口市	06-6992-1712	和泉市	0725-99-8190	阪南市	072-471-5578	千早赤阪村	070-6928-6997

「空家の利活用支援」

大阪版・空家バンクを運営する「大阪の住まい活性化フォーラム」と、一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会が連携して「大阪版・空家バンク」物件を掲載される方を対象に『空家の利活用支援』を実施しています。

- 住まい活性化フォーラム
- 一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

「空家の利活用提案サービス」



「空家の利活用提案サービス」

◆空家バンクへの登録申込書の作成を、宅建業者がサポートします！
サポート内容：不動産用語の解説、申込書に記入する数値の測り方のご説明など

「空家の利活用提案サービス」

空家について こんなことでお困りの時に！

【大阪の空き家コールセンター】までご相談ください！

（運営：一般社団法人大阪府不動産コンクリートバンク協会）

06-6210-9814（平日10時～16時）

空家に関する様々なお悩みを、ワンストップで対応いたします
※相談無料ですので、是非ご利用ください

「住まい活性化フォーラム」

既存住宅の流通や、リフォーム・リノベーション市場の活性化を図り、府民の居住生活の向上と大阪の地域力や安全性の向上につながる取組を進めるために、民間団体、事業者、公的団体により設立された団体です。

事務局：大阪府 居住企画課
〒559-8555
大阪府住之江区南港北-1-4-16 大阪府東洲庁舎27階
TEL：06-6941-0351（内線 6813）

大阪の空き家 コールセンター

相談
無料

☎ 06-6210-9814

空き家のワンストップ電話相談窓口です。
大阪府にある空き家のお悩みや疑問を、お気軽にご相談ください。

時間 平日10:00-16:00

相談の仕組み ご相談の内容をお聞きし、
空き家相談担当者から
折り返しご連絡させていただきます。

／ 例えば ／

☎
空き家の管理方法が
わからない。

☎
相続対策、
何から手をつけたら
いいのか・・・

☎
実家を賃貸・売却する
方法を知りたい。

☎
住み替えをしたい。
自宅を売ろうか貸そうか。

☎
DIY賃貸ができる
賃貸物件を
探している。



大阪府不動産コンサルティング協会の
空き家問題対策総合サイト

大阪 空き家
ホットライン

詳細はHPを
ご覧ください



<http://akiya.osaka.jp/>

運営：大阪府不動産コンサルティング協会 連携：大阪の住まい活性化フォーラム（事務局 大阪府居住企画課）



一般社団法人

大阪府不動産コンサルティング協会

〒541-0052 大阪市中央区安土町1-4-11 エンバイヤビル3階
TEL:06-6261-3340 FAX:050-3737-8899

詳しくはHPをご覧ください URL <http://oreca.jp>

府営住宅に來訪される訪問系事業者様へ 予約駐車場ロケリブの ご利用方法



ロケリブ (Locarive) は貸し駐車場の予約を一日単位で行えるサービスです

スマホでカンタン予約！

14日前から予約でき、一日単位で利用可能！

クレジット払いで現金いらず！

ご登録・予約はロケリブサイトからできます
URLを入力もしくはコードを読み取ってください

<https://www.locarive.jp>



会員登録

仮会員登録



氏名や電話番号などの
会員情報を入力します

本利用登録



返信メールにある URL を開き、
本利用登録の必要事項を入力します

登録完了！



駐車場のご利用方法

駐車場検索



目的地や探している駐車場の地名
などを入力して検索します

駐車場予約



駐車場と日付を選択して予約
クレジット情報を入力し支払います

駐車場利用



予約時間は 0:00 ~ 23:59 まで
予約時間内であれば何度でも
車の出し入れが可能です

ご利用方法、ご不明な点等がございましたらロケリブホームページをご確認ください。

盲ろう者通訳・介助者派遣事業



更新日：2020年10月15日

大阪府では、盲ろう者（視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある人）の自立と社会参加を促進するため、通訳・介助者を派遣しています。

1 対象者

大阪府内に居住する、身体障がい者手帳の1級又は2級の盲ろう者

2 派遣対象

次の（1）から（3）のいずれにも該当しない場合に通訳・介助者を派遣します。

（1） 通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合。ただし、次のイロハを除く。

イ 総合支援法に基づく同行援護を通訳・介助者以外の者から受ける場合であって、当該同行援護を受けて行う活動のうち通訳に係るもの

ロ 総合支援法に基づく指定障害者福祉サービスに係るもののうち通所に係るものであって、当該通所のための介助及び1日当たりの当該サービス利用時間のうち1時間に係る通訳

ハ 反復継続的な活動のうち収入を得ないものであって、日常の当該活動のための移動の介助を行う者（業務として当該介助を行う者を除く。）が病気その他のやむを得ない事情によって当該介助を行うことができないと認められるもの

（2） 通訳・介助者自らが車両又は自転車を運転して介助する場合

（3） 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする場合

3 利用料

派遣に要する費用は無料です。ただし、派遣を受けておこなおうとする活動に関して発生する通訳・介助者の交通費、入場料、その他の費用については、利用者の負担となります。

4 利用申込

原則として派遣を希望する10日前までに通訳・介助派遣を申請してください。あらかじめ利用登録が必要ですので、登録を希望する方は「5 お問合せ窓口」にお問い合わせください。

5 お問合せ窓口

社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会（盲ろう者等社会参加支援センター）

〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3番59号

電話：06-6748-0587 FAX：06-6748-0589 E-mail：haken@daisiyokyo.or.jp

このページの作成所属

福祉部 障がい福祉室自立支援課 社会参加支援グループ



[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

ホーム > [障がい者の自立・社会参加支援](#) > [盲ろう者通訳・介助者派遣事業](#)

[お問合せ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府
（法人番号
4000020270008）

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

（代表電話）06-6941-0351

咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

（代表電話）06-6941-0351

[大阪府庁への行き方](#)

事務連絡
令和2年9月23日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）、介護保険担当部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の
取扱いについて

介護サービス事業所・施設における介護の提供に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）」等の規定に基づき、当該事業所の従業者によって行われなければならないこととされています。

しかし、盲ろう者が介護サービスを利用する場合には、介護の提供に当たり、触手話や指点字等、専門性の高い特別なコミュニケーション技術が必要となることから、障害者総合支援法による「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を活用し、当該事業所の従業者以外の支援者（以下、単に「支援者」という。）が介護サービス利用中に付き添い、コミュニケーション支援を行うことは差し支えないことと整理しましたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

なお、実際に盲ろう者に対し介護サービスを提供する場合には、当該事業所で作成される個別サービス計画に沿った支援ができるよう、当該事業所と支援者が情報を共有するなどして互いに十分に連携することや、支援者の直接支援が常態化することなどにより、当該事業所の介護の提供を代替するようなことがあってはならないこと等に留意していただきますようお願いいたします。

また、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付事務連絡）」等において、社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応についてお示ししてきたところですが、適切な感染防止対策が実施されている場合には、支援者が当該事業所を訪問することについて、不当に制限することがないよう併せて周知をお願いいたします。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

地域生活支援事業の都道府県必須事業である「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」の一つとして実施

事業概要

1 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

2 事業内容

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。

3 令和2年度予算額

地域生活支援事業費補助金(505億円)の内数

4 盲ろう者利用登録者数

1,161人(平成31年度「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」実態調査報告書(社会福祉法人 全国盲ろう者協会)より)

※ 通訳・介助員については、都道府県、指定都市及び中核市が「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」として、別途、養成している。実施に当たっては、厚生労働省が定めた「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」(必修科目42時間、選択科目42時間)を基本としている。

盲ろう者のコミュニケーション方法(主なもの)

① 触手話

両手を使って手話を使う
相手の両手に軽く触りながら触読。
弱視の人は近い距離から相手の手話を目で見て理解する場合もあり。



② 指点字

両手の人差し指、中指、薬指の6本の指を指し出し、これを点字タイプライターのキーに見立てて点字記号を打つ方法。



③ 指文字

相手の手のひらの中に、指文字を綴って会話する方法。



～はじまります！～

介護施設・事業所向け

NEW

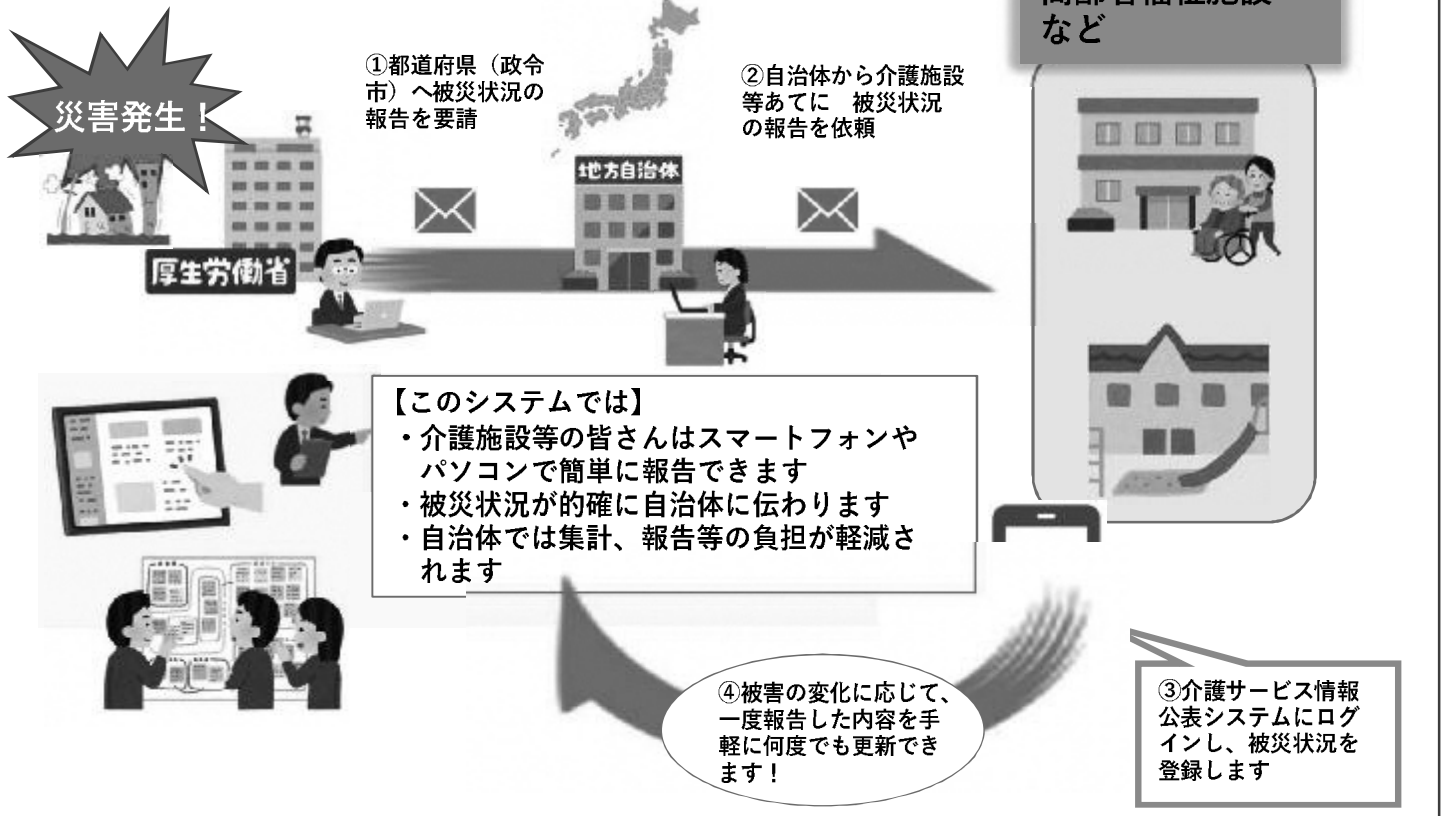
「災害時情報共有システム」概要と利用方法

1) 災害時情報共有システムとは

災害発生時に、介護施設・事業所等（以下、「介護施設等」という）の被災状況を介護施設等と自治体、国（厚生労働省）の間で情報共有するためのシステムです。国を通じて被災状況の報告を求められた際に、介護施設等のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、介護施設等の被害状況を的確に、簡単に知らせることができます。

自治体・国では、介護施設等から報告された被災状況を速やかに確認・把握した上で、必要な支援につないでいくことができます。

2) 災害時の利用の流れ



3) システムの特徴

1. 災害発生後、災害の規模などから必要に応じ、国(厚生労働省)が被災状況の報告を求めます。国は自治体を通じ、介護施設等の皆さまへ報告を依頼しますが、その際、介護サービス情報公表システムにアクセスし、被災情報の報告を行っていただきます。

※送信いただいた情報は、自治体、国（厚生労働省）でも即座に状況が確認できます。

2. 被災状況報告は、複数回登録が可能です。状況変化に応じて、報告内容を随時更新できます。

大阪府 労働環境改善事業

中小企業の経営者・事業主のみなさまの「こんなお悩み」の解決に向け、大阪府と一緒に考え、支援しています。



《概要》

大阪府では、人材確保、育児・介護等の制度整備、業務効率化など、中小企業の様々なお悩みをお伺いし、それぞれに応じた改善案を提案するとともに、その取組みの伴走支援を行っています。

Step1 中小企業から大阪府へ申込み

Step2 府職員が企業から悩みをお伺いし、課題を整理(※)

Step3 関係機関と連携し、改善案をご提案

Step4 改善案の具体化に向けて伴走支援



悩みを解決し
企業の更なる
魅力向上へ

(※) 直接訪問のほか、お電話やテレビ会議システムを使ったWEB方式がご選択いただけます。
ご希望の方法をお選びください。



《お申込み・お問い合わせ先》

大阪府 商工労働部 雇用推進室 労働環境課 労働環境推進グループ

労働環境改善事業

- TEL:06-6946-2605
月～金曜9:00～12:15、13:00～18:00
(土・日・祝日及び年末年始を除く)
- FAX:06-6946-2635



みんなの じんせいかいぎ 人生会議

Advance Care Planning

漫画
公開中!

→ウラ面へ

伝えることは、
わがままなんかじゃない。



 大阪府

監修：公益社団法人大阪府看護協会
この物語はフィクションです



「がまんを頑張るより
本当の気持ち
教えてもらえますか？」

みんなの 人生会議

Advance Care Planning

大田さくらが
看護を担当する坂本さんは、
大腸がんに苦しんでいる。
ある日、さくらの声かけで
「人生会議」が開かれる。
どう生きたいか。
どんな医療やケアを受けたいか。
みんなで話しあううちに、
坂本さんの心に再び
「生」の灯りがともり始める。

さくらにとっての
初めての人生会議は
中学生の時だった。
それは、悲しくも温かい記憶——。

漫画「みんなの人生会議」
ウェブで無料公開中



人生会議に役立つ
記入シートがあります→



大阪府 人生会議ホームページ

大阪府 人生会議



“そのとき”が来たら考えられない

だから今、人生会議



命の危険が迫った状態になると、約70%の人が医療やケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。

ACP 人生会議 ～ 人生会議とは ～

誰でも、いつでも、命にかかわる大きなけがや病気をする可能性があります。

自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼できる人たちと話し合い、共有しておくことを人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）といいます。

人生会議を重ねることであなたが自分の気持ちを話せなくなった「もしものとき」に、あなたの心の声を伝えるかけがえのないものになり、あなたの大切な人への心のご負担を軽くしましょう。

※このような取組は、個人の主体的な行いによって考え、進めるものです。知りたくない、考えたくない方への十分な配慮が必要です。

はじめてみよう人生会議！

人生会議とは、希望する医療やケアについて前もって話し合い家族や医師などと共有しておくことです。

人生会議に「いつから」ということはありません。

年齢や健康状態に問わず、まずは家族や友人などと話し合ってみましょう。

気持ちの変化があれば、その都度話し合ってみましょう。

また、今、決められないことや、考えたくないこともあると思います。

無理せず、あせらず、自分のペースで考えてみてください。

日ごろから考えたり、話し合ったりしておくことで、もしものときにあなたの希望が尊重された決定につながります。



このパンフレットでは5つのステップごとに人生会議で話し合うことについて説明しています。

「今回、決めてしまおう!!!」と意気込みすぎず気楽な気分で行ってみましょう。

Step1

治療する際に大切にしたいことを考えてみましょう



Step2

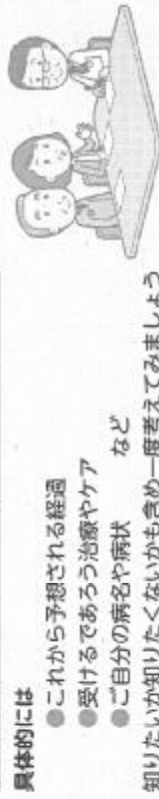
もしものとき、あなたの思いを伝えてくれる人を選びましょう



もしも、病状などにより自分の考えや気持ちや伝えられなくなったときに Step1で決めた「大切にしたいこと」を尊重してくれる人を選びましょう

Step3

かかりつけ医に相談してみましょう



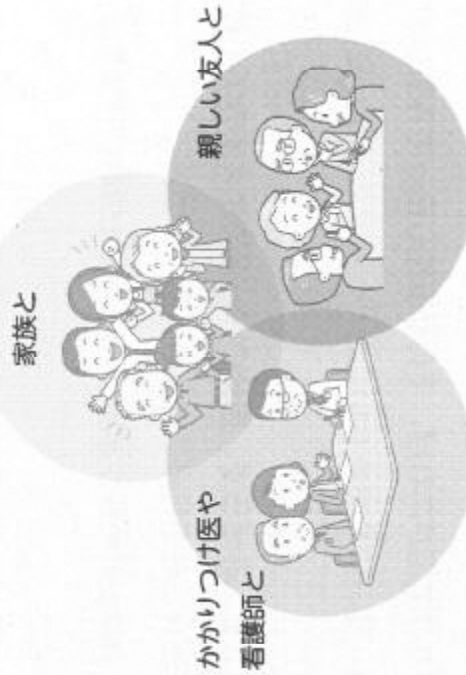
かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医は、あなたにとってあなたの健康や病気のことに付いて、気軽に何でも相談でき、信頼できる身近な医師のことです。普段受診している医療機関から「かかりつけ医」を見つけて、ちょっと体の調子がおかしいと感じたら、相談してみましょう。

Step4

希望する医療やケアについて話し合しましょう

あなたが希望する医療やケアについて、あなたの希望や話し合ってみましょう。
このような話し合いを続けることにより、孤独死や孤立また、病状などにより自分の考えや気持ちや伝えられなについて難しい判断をする重要な助けとなります。



胃「もしものとき」の医療の例

～口から十分な栄養が取れなくなったとき～

経鼻胃管

鼻からチューブを通し、栄養液を胃に送る方法です。

胃ろう

お腹に小さな穴を開け、そこから胃に直接チューブを通して栄養液を送る方法です。

中心静脈カテーテルからの栄養補給

心臓付近の大きな血管にチューブを入れ点滴で栄養補給をします。



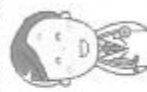
病気になるっても住み慣れた環境で 過ごしたい方へ

在宅医療は、通院が難しい場合に、自宅などの生活の場において、医師、看護師、歯科医師、薬剤師などがチームとなって提供する医療です。

住み慣れた環境で、家族やペットとともに過ごすなど、自分のペースで生活できることが最大のメリットです。

在宅医療には、年齢や病気による制限はなく、通院が難しい状態であれば、誰でも受けることができます。人工呼吸器や胃ろうなどが必要な状態でも、症状が安定していれば自宅等で療養することが可能です。

在宅医療の相談先



かかりつけ医



看護師



歯科医師



薬剤師



ケアマネジャー



地域包括支援センター

☑️ 地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える総合相談窓口です。

各市町村が設置主体で、対象地域に住む65歳以上の高齢者、またはその支援のための活動に関わっている方が利用できます。

大阪府内に272ヶ所（令和2年4月1日現在）の地域包括支援センターが設置されています。どの地域包括支援センターを利用できるのか、お住いの市町村に確認しておきましょう。



大阪府 人生会議(ACP)に関する情報



大阪府 人生会議

検索

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/zaitaku/acp-zinseikaigi.html>



大阪府

健康医療部保健医療室保健医療企画課
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
電話 06-6941-0351 (代表)
監督：ACPマニキュアル検討委員会
(事務局：公益社団法人 大阪府看護協会)

令和2年11月発行